

[自己負担限度額一覧表]

平成27年1月1日現在

		自己負担限度額(1月当たり)		証の提示	特記事項の記載	摘要欄の記載
		【入院・外来】				
70歳未満	上位所得者	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 〈多数該当140,100円〉		国民健康保険被保険者証 国民健康保険限度額適用認定証「適用区分ア」	26区ア	
		167,400円+(医療費-558,000円)×1% 〈多数該当93,000円〉		国民健康保険被保険者証 国民健康保険限度額適用認定証「適用区分イ」	27区イ	
	一般	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 〈多数該当44,400円〉		国民健康保険被保険者証 国民健康保険限度額適用認定証「適用区分ウ」	28区ウ	
		57,600円 〈多数該当44,400円〉		国民健康保険被保険者証 国民健康保険限度額適用認定証「適用区分エ」	29区エ	
	低所得者	35,400円 〈多数該当 24,600円〉		国民健康保険被保険者証 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証「適用区分オ」	30区オ	
		自己負担限度額(1月当たり)		証の提示	特記事項の記載	摘要欄の記載
		入院	外来			
70歳 〜 74歳	現役並み所得者	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 〈多数該当 44,400円〉	44,400円	国民健康保険高齢受給者証「3割」		
	一般	44,400円	12,000円	国民健康保険高齢受給者証「2割」 但し、軽減特例措置対象者(指定公費対象者)窓口負担は1割 ※		
	低所得Ⅱ	24,600円	8,000円	国民健康保険高齢受給者証「2割」 但し、軽減特例措置対象者(指定公費対象者)窓口負担は1割 ※ 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証「適用区分Ⅱ」※1		低所得Ⅰ
	低所得Ⅰ	15,000円	8,000円	国民健康保険高齢受給者証「2割」 但し、軽減特例措置対象者(指定公費対象者)窓口負担は1割 ※ 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証「適用区分Ⅰ」※2		低所得Ⅱ
75歳以上	現役並み所得者	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 〈多数該当 44,400円〉	44,400円	後期高齢者医療被保険者証「3割」		
	一般	44,400円	1,200円	後期高齢者医療被保険者証「1割」		
	低所得Ⅱ	24,600円	8,000円	後期高齢者医療被保険者証「1割」 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証「適用区分Ⅱ」※1		低所得Ⅰ
	低所得Ⅰ	15,000円	8,000円	後期高齢者医療被保険者証「1割」 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証「適用区分Ⅰ」※2		低所得Ⅱ

※ 平成26年5月診療分以降の前期高齢者に対して、平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた被保険者

※1 紙レセプト→「摘要」欄に「低所得Ⅱ」と記載する

電子レセプト→「一部負担金・食事療養費・生活療養費標準負担区分コード」欄にコード「1」を設定

※2 紙レセプト→「摘要」欄に「低所得Ⅰ」と記載する

電子レセプト→「一部負担金・食事療養費・生活療養費標準負担区分コード」欄にコード「3」または「4」を設定